

国立大学法人鹿屋体育大学学長選考規則

〔平成27年4月1日〕
規 則 第29号

改 正 平成27年10月23日
規 則 第37号
平成30年3月29日
規 則 第18号

(趣旨)

第1条 この規則は、国立大学法人法（平成15年法律第112号。以下「国大法」という。）第12条第6項の規定に基づき、国立大学法人鹿屋体育大学学長選考会議（以下「選考会議」という。）が行う国立大学法人鹿屋体育大学（以下「本学」という。）の学長（以下「学長」という。）の選考に関し、必要な事項について定めるものとする。

(学長選考手続管理委員会)

第2条 選考会議は、学長選考に関する事務を管理するため、学長選考手続管理委員会（以下「管理委員会」という。）を置く。

2 管理委員会に関し必要な事項は、別に定める。

(選考の時期)

第3条 学長候補者の選考は、次の各号の一に該当するときに行うものとする。

- (1) 学長の任期が満了するとき。
- (2) 学長が辞任を申し出たとき。
- (3) 学長が解任されたとき。
- (4) 学長が欠員となったとき。

2 学長候補者の選考は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 前項第1号に該当するときは、原則として任期満了の3月以前に行うものとする。
- (2) 前項第2号、第3号又は第4号に該当するときは、それぞれ当該各号に該当する事由が生じたとき、速やかに行うものとする。

(学長候補者の資格基準)

第4条 学長候補者は、国大法第12条第7項に規定する能力を有し、選考会議が定める基準（以下「学長選考基準」という。）を満たす者とする。

2 学長選考基準は、選考会議が別に定める。

(選考開始の公示)

第5条 選考会議は、学長候補者を選考するときは、学長選考基準、選考日程及びその他必要な事項を定め、公示（以下、「選考開始の公示」という。）するものとする。

(学長候補者の募集)

第6条 学長候補者の募集は、公募とし、応募又は推薦によるものとする。

- 2 前項の推薦による場合は、前条に規定する選考開始の公示の日（以下「選考開始公示日」という。）に本学に在職する講師以上の教員、課長以上の事務系職員、役員（監事を除く。）及び経営協議会の学外委員（以下「推薦者」という。）が、1名の者を推薦できるものとする。
- 3 推薦者は、あらかじめ被推薦者の承諾を得るものとする。
- 4 公募に関し必要な事項は、別に定めるものとする。

(審査)

第7条 選考会議は、前条の規定により公募に応募した者又は推薦された者（以下「学長選考応募者」という。）について、審査を行うものとする。

2 前項に規定する審査は、第1次審査及び第2次審査とするものとする。

(第1次審査)

第8条 第1次審査は、書類審査の方法により行うものとする。

2 選考会議は、前項の審査により、学長選考応募者のうちから、5名程度以内の者を、第1次学長候補者として選考するものとする。

(第2次審査)

第9条 第2次審査は、面接審査の方法により行うものとする。

2 選考会議は、前項の審査により、第1次学長候補者のうちから、3名以内の者を、第2次学長候補者として選考するものとする。

(意見表明)

第10条 選考会議は、第2次学長候補者が意見を表明できる機会を設けるものとする。

(意向聴取の方法)

第11条 選考会議は、第2次学長候補者に対する学内者の意向聴取を投票により実施（以下「意向投票」という。）することができるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、第2次学長候補者が1名の場合、当該者について信任投票を行うことができるものとする。

3 意向投票に関し必要な事項は、別に定める。

(学長選考応募者等の公示等)

第12条 選考会議は、学長選考応募者、第1次学長候補者及び第2次学長候補者を確定したときは、次に掲げるとおり公示又は閲覧するものとする。

(1) 学長選考応募者

氏名及び所属（以下「氏名等」という。）を、次条に規定する投票資格者への閲覧に供するものとする。

(2) 第1次学長候補者

選考結果を公示し、学長選考応募者及び推薦者に通知するとともに、氏名等を次条に規定する投票資格者への閲覧に供するものとする。

(3) 第2次学長候補者

選考結果を、第1次学長候補者及び推薦者に通知するとともに、氏名等（氏名の50音順）と学長選考応募者の人数を公示するものとする。また、公募に必要な書類を投票資格者の閲覧に供するものとする。

(投票資格者)

第13条 第11条に規定する意向投票及び信任投票の投票資格者は、選考開始公示日に本学に在職し、意向投票の日において引き続き在職する次に掲げる者とする。

(1) 助教以上の教員

(2) 副課長職と同等以上の事務系職員

(3) 役員（監事を除く。）

2 前項の規定にかかわらず、選考開始公示日において次の各号に該当する者は、投票資格を有しないものとする。

(1) 休職中の者

(2) 停職中の者

(3) 育児又は介護休業中の者（部分休業中の者を除く。）

3 選考開始公示日の翌日以降に在職する者は投票の資格を有しない。

(投票)

第14条 投票は、第2次学長候補者について、単記無記名投票の方法により行うものとする。

この場合において、投票の当日自ら投票することができない者は、不在者投票を行うことができるものとする。

2 不在者投票に関し必要な事項は、別に定める。

(投票結果の報告)

第15条 管理委員会は、投票が終了したときは、速やかに、その結果を選考会議に報告するとともに公示し、公表するものとする。

(決定、公表等)

第16条 選考会議は、意向投票の結果を参考に、学長候補者を決定するものとする。

2 選考会議は、学長候補者の決定を行った後、速やかに鹿屋体育大学通則第9条第3項に基づき、下記の事項を公示し、公表するものとする。

(1) 学長選考の結果

(2) 学長選考会議の選考により学長として選考された者について、学長選考会議が当該者を選考した理由

(3) 学長選考会議における学長の選考の過程

3 選考会議は、学長候補者の決定を行った後、速やかに、本学へ報告するものとする。

(再選考)

第17条 選考会議は、前条第1項の候補者が次に掲げるいずれかに該当することとなったときは、再選考を行うものとする。

(1) 辞退したとき。

(2) 真にやむを得ない事情により学長に就任できなくなったとき。

2 選考会議は、前項に定めるもののほか、学長候補者としてふさわしくない行為、事実等が判明した場合、学長候補者としての決定を取り消し、再選考を行うものとする。この場合、その旨を公示するものとする。

3 選考会議は、第1項及び第2項の規定に基づき再選考を行う場合、第8条第2項に規定する第1次学長候補者のうちから、前2項の者を除き、第2次審査から行うものとする。

4 選考会議は、再選考において、面接審査を省略することができるものとする。

(任期等)

第18条 学長の任期は、国大法第15条第1項の規定に基づき、選考会議が別に定める。

(学長の解任)

第19条 学長の解任は、選考会議の議を経て、選考会議議長の名において、文部科学大臣へ申し出るものとする。

2 学長の解任に関し必要な事項は、選考会議が別に定める。

(規則の解釈)

第20条 この規則の解釈について疑義があるときは、選考会議が決定するものとする。

(雑則)

第21条 この規則に定めるもののほか、学長選考に関し必要な事項は、選考会議が別に定めるものとする。

附 則

- 1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 第18条の規定にかかわらず、この規則が施行される日において現に在職する学長の任期は、平成28年7月31日までとする。

附 則（平成27.10.23規則第37号）

この規則は、平成27年10月23日から施行する。

附 則（平成30.3.29規則第18号）

この規則は、平成30年4月1日から施行する。